

省エネ・再エネ補助金ガイド

《法人・事業者のみなさま向け》

令和5年10月10日一部改正

目次

	ページ
1 事業の趣旨・目的	1
2 補助対象者	2
3 補助対象事業等	2
4 補助対象経費	5
5 補助事業期間	7
6 補助金の交付申請	7
7 申請の取下げ	10
8 補助事業の変更等	10
9 実績報告	10
10 補助金の請求	11
11 補助を受けた設備等の維持管理	12
12 財産処分の制限	12
13 収益納付	13
14 書類の整備等	13
15 状況報告・検査等	13
16 補助金交付手続きのフロー	14
17 公募受付期間・提出方法について	15

1 事業の趣旨・目的

奈良市は、市域内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減、2050年までに実質ゼロ（脱炭素）とすることを目指しています。

特に温室効果ガス排出量の約25%を占める民生業務部門の対策は欠かせないものとなっています。

その中でも本市を特徴づけ、かつ重要な産業である宿泊や交通など観光関連産業、次世代教育を担う私立の大学・高校や幼稚園・保育所・こども園、昼夜にわたってエネルギー使用が想定される民間社会福祉施設などに対し、再生可能エネルギーや、省エネルギー機器の導入などの支援のための補助金交付事業を行います。

なお、本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、採択された本市の事業計画により実施します。

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次に掲げる要件をすべて満たすこと、**3 補助対象事業等**の各項目に掲げる補助対象事業等を実施することができる能力を有することが条件となっています。

- (1) PPA事業者、リース事業者又は本市内で事業を営む民間事業者（法人に限る。）
- (2) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

3 補助対象事業等

補助対象設備等、補助対象施設、交付要件及び補助金の額は、表1のとおりとします。ただし、他の法令等により、国、県、市等から補助金を受けて実施する事業は対象となりません（他の補助金と合わせて申請することはできません。）。

表1 補助対象設備等

太陽光発電設備（自家消費型）※PPA、リースによる設置を含む

※PPA：エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態

補助対象施設	<p>ア 宿泊施設 （旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む法人が設置する施設のうち、本市に設置する宿泊施設であって、同法第3条の許可を受けたもの。ただし、客室数が10室未満のもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する営業に供するものを除く。）</p> <p>イ 私立学校 （私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市に設置する学校。）</p> <p>ウ 民間保育所等 （児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、本市に設置するものであって、設置及び運営の主体が民間事業者であるもの）</p> <p>エ 民間社会福祉施設 （本市との協定に基づき運営される民間福祉避難所施設及び民間指定避難所施設に限る）</p> <p>オ 交通関連事業施設 （鉄道・バス※1・タクシー※2事業者の事業用資産（例：駅舎、車庫、事務所等）のう</p>
--------	--

	<p>ち、市内に所在するもの)</p> <p>※1 奈良県バス協会加盟事業者に限る</p> <p>※2 奈良県タクシー協会奈良市部会加盟事業者に限る</p> <p>カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等 (上記アからオまでに該当するものを除く。)</p> <p>(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第10条第2項の規定による第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項の規定による第二種エネルギー管理指定工場等のうち、市内に所在するもの。以下同じ。)</p>
<p>交付要件</p>	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)</p> <p>特に、次の(a)～(k)をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が</p>

	<p>生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>e PPAの場合、PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。)。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の割合を50%以上とすること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
補助金の額 (補助率)	<p>①太陽光発電設備容量1kWあたりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む)が、23万円以上の場合 $15 \text{万円} \times \text{太陽光発電設備容量} \times 1 \text{ (kW)}$</p> <p>②太陽光発電設備容量1kWあたりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む)が、23万円未満の場合 $15 \text{万円} \times A / 23 \text{万円} \times \text{太陽光発電設備容量} \times 1 \text{ (kW)}$ $A = \text{太陽光発電設備容量1kWあたりの補助金の対象となる経費 (消費税等仕入控除税額を含む)}$</p> <p>※1 太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値。</p>

太陽熱利用設備（太陽熱温水器）

補助対象施設	ア 宿泊施設 イ 私立学校 ウ 民間保育所等 エ 民間社会福祉施設 オ 交通関連事業施設 カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等
交付要件	ア 太陽集熱器の性能は、JIS 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するもの。 イ 表1 補助対象設備等 太陽光発電設備 交付要件 d に準じて、法令等を遵守するものであること。
補助金の額 (補助率)	補助金の対象となる経費の 2 / 3 ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。

高効率空調機器への更新

補助対象施設	宿泊施設
交付要件	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30 % 以上省CO2 効果が得られるもの。
補助金の額 (補助率)	補助金の対象となる経費の 1 / 2 ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、表 2 のとおりです。

表 2 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。 この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。

		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及び試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p> <p>PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託</p>

			料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。
--	--	--	---------------------------

※ 補助対象設備を設置するに当たって既存の設備等を撤去・処分する費用は、補助対象外となります。

5 補助事業期間

補助事業年度は令和5年度とし、補助対象事業等の期間は交付決定の日から令和6年2月末日までとします。(補助対象事業等の完了日がこの期間より遅延することが明らかな場合は、補助金の交付申請にあたりご相談ください。)

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、補助金等交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に表3に掲げる書類を添えて提出してください。なお、申請書(第1号様式)の経費所要額には税抜きの金額を記入してください。

表3

<p>(1) 第1号様式別紙1 補助金等交付申請書付属資料(事業計画・収支予算等)</p> <p>(2) 現在事項若しくは履歴事項証明書(コピー可。発行日から3箇月以内のもの)又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 建築確認済証の写し</p> <p>(4) 補助対象設備に係る仕様書又はカタログで以下の事項がわかるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">太陽光発電設備：太陽光パネル1モジュールあたりの発電出力及びパワーコンディショナー1基あたりの定格出力のわかるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">太陽熱利用設備：太陽集熱器の性能がJIS 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することがわかるもの(メーカー等が作成する証明書でも可)</p> <p style="padding-left: 40px;">高効率空調機器：従来の空調機器に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する資料(例：導入予定機器のメーカー等が作成する、既設機器と比較した場合の省CO2効果等の算定資料及びその算定に用いた数値がわかる製品カタログなどの根拠資料)</p> <p>(5) 景観法に基づく受理書の写し、風致地区条例等による許可書の写し</p> <p>※規制地区については、「奈良市地図情報公開サイト」でご確認いただくことができます。</p> <p style="text-align: center;">「奈良市地図情報公開サイト・都市計画の検索・印刷」URL</p> <p style="text-align: center;">https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/111/7260.html</p> <p>※景観法に基づく届出、風致地区条例等の許可が必要かどうかの確認は</p> <p style="text-align: center;">奈良市都市整備部 都市計画課 0742-34-5209(景観係)へ</p>
--

- (6) 補助対象事業等に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (7) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施予定箇所が確認できるように2方向から撮影したもの）
- (8) 補助対象設備を設置する施設に係る登記事項証明書の写し、登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類
- (9) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- (10) 予定工程表（補助対象設備の工事期間が判別できること。）又はこれに代わるもの。
- (11) 申請者、対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合は、奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金共同申請同意書（第1号様式別紙2）
- (12) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（第1号様式別紙3、補助対象施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）
- (13) その他市長が必要と認めるもの

- ✓ 交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとします。
- ✓ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度にすでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとします。
- ✓ 補助対象設備等の設置及び工事は、交付決定通知の後でなければ着手できません。

□ 補助金の交付決定等の通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付することを決定したときは、条件を付して補助金等交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知します。

✓ 交付の条件

交付決定に際して付す交付条件は表4のとおりです。

表 4

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の規定を順守すること。
- (5) 補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (6) 補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間が経過する前において補助金の交付を受けた補助対象設備を処分しようとするときは、近畿地方環境事務所長の承認を受けた後、市長の承認を受けること。
- (7) 補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等が完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
- (8) 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等に関し報告を求め、検査し又は指示することができる。その場合は遅滞なく対応するものとする。
- (9) 市長は、補助事業等の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 市長の処分若しくは指示に従わない場合
 - ② 補助金を補助事業等以外の用途に使用した場合
 - ③ 補助事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - ④ ①～③のほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき
 - ⑤ 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- (10) 補助対象設備等の維持管理期間が経過するまでの間、補助対象事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

- ✓ 市長は、補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとします。
- ✓ 市長は、申請者が次の項目に該当するときは、補助金等を交付することができません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

7 申請の取下げ

補助金等を交付することが不適当との通知を受けた場合、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができます。

なお、申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなされます。

8 補助事業の変更等

補助金交付の決定を受けた方（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業の内容等の変更をしようとするとき又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、直ちに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けてください。

なお、次の軽微な変更については、補助事業等変更承認申請は不要です。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の経費の配分の変更であつて、補助金の交付申請金額を上回らないもの
- (2) 連絡先の変更
- (3) その他、変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの

□ 変更等の承認

市長は、変更・中止（廃止）の申請があつたときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するかどうかを決定し補助事業者等に通知します。

9 実績報告

補助事業者等は、補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（第4号様式）に表5に掲げる書類を添えて市長に提出する必要があります。

（この期限より遅延することが明らかな場合は、補助金の交付申請にあたりご相談ください。）

表 5

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 第 4 号様式別紙 1 (事業報告・収支決算等)(2) 第 4 号様式別紙 2(3) 補助対象設備等設置工事契約書等の写し(4) 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの(5) 設置した補助対象設備等の規格、仕様等がわかる書類の写し(例:メーカー等が発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等)(6) 補助対象設備等の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等) ※補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるようにすること(7) 設置後の写真((3)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること)(8) PPA の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類(9) リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類(10) その他市長が必要と認める書類 |
|--|

□ 補助金の額の確定

市長は、補助事業者等から実績報告を受けたときは、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金等確定通知書(第 5 号様式)により通知するものとします。

✓ 是正のための措置

市長は、実績報告の審査又は現地調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることがあります。

10 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けた補助事業者等は、補助金等交付請求書(第 6 号様式)により、市長に

補助金を請求するものとします。

補助金は、補助金等確定通知書により通知した額を補助事業等が完了した後において交付します。

✓ 手続の委任について

補助事業等の手続のうち、交付申請書、申請取下書、変更・中止（廃止）承認申請書、並びに実績報告書の作成及び提出の手続については工事業者等代理人に委任することができます。

✓ 補助金等の返還について

交付決定に際して付した交付条件（9）により、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し、補助金等返還命令書（第7号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

1 1 補助を受けた設備等の維持管理

補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図るようにしてください。

1 2 財産処分の制限

補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間が経過する前において、補助金の交付を受けた補助対象設備等を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることができません。

なお、やむを得ず当該補助対象設備等を処分する必要があるときは、処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続について、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付 環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとします。

また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金相当額について、市長による納付命令のなされた日から20日以内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴することになります。

財産処分納付金相当額は、補助対象経費に減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とします。

減価償却費は、補助対象経費に減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に規定する定額法

の償却率及び償却年数を乗じて得た額とします。

償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定(少数点以下3位を切り捨てる。)した数とします(この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。)

1.3 収益納付

補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、補助金の返還(収益納付)が必要となる場合があります。非営利法人においては、原則、収益納付は不要ですが、営利法人(構成員への利益分配を目的とした法人)においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額 = (A - B) × (C / D) - E

A：収益額(補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)

B：控除額(補助対象経費)

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額(補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計)

E：納付額(前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額)

※1 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

1.4 書類の整備等

補助事業者は、補助対象事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支等についての証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

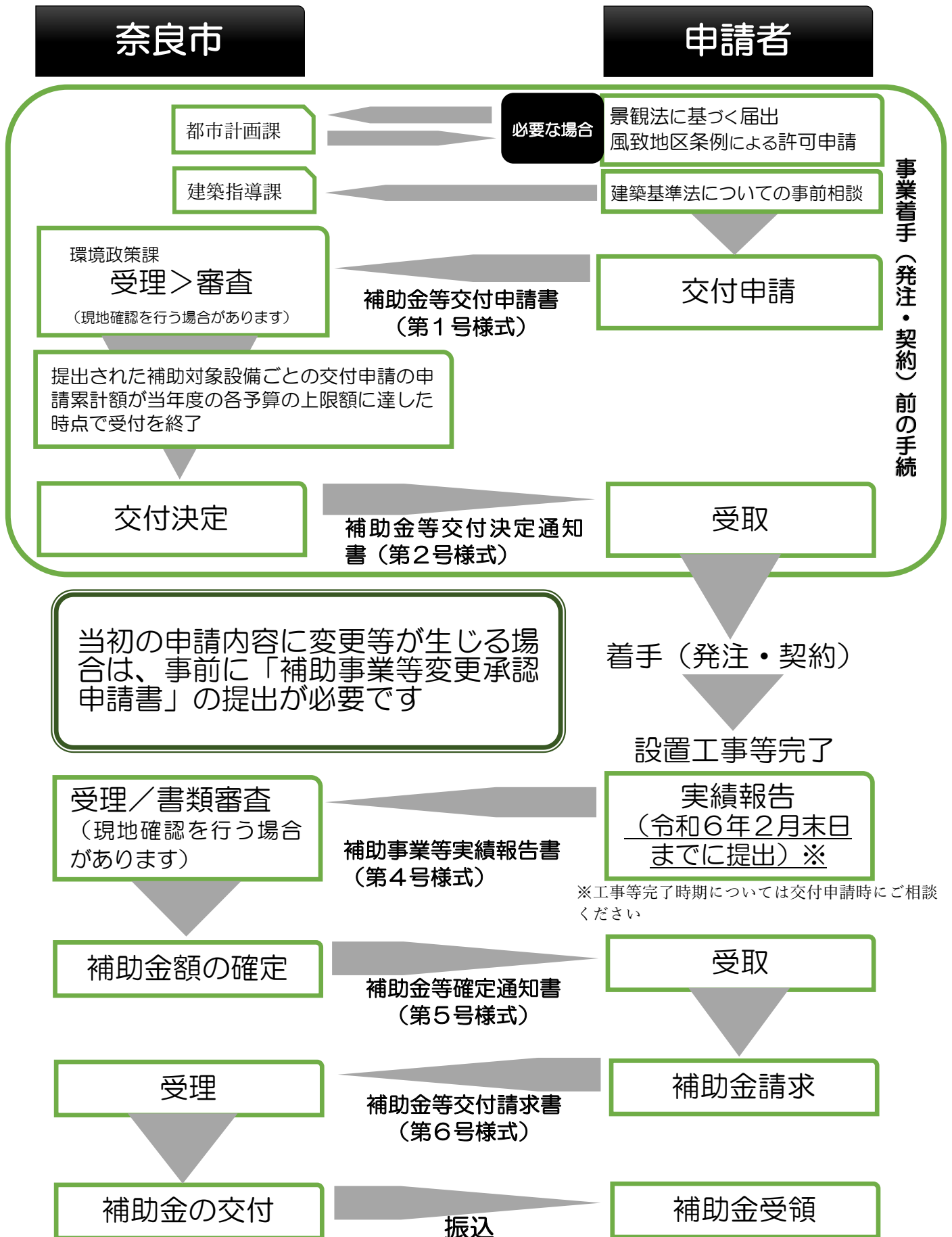
また、1.1 財産処分の制限に記載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間において、補助対象設備等に関する財産管理台帳を備え保存してください(当該補助対象設備等を処分した場合を除く)。

1.5 状況報告・検査等

市長は、必要があると認めるときは次に掲げる必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。

- (1) 補助対象事業の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象設備等の設置写真等
- (3) 補助対象設備等導入に係るアンケート
- (4) その他市長が必要と認める事項

1.6 補助金交付手続きのフロー



17 公募受付期間・提出方法について

ア 提出方法（補助事業等変更承認申請・実績報告等も同様の方法で提出してください）

書類は電子メール又は郵送による方法で提出してください。

電子メールの場合は、申請専用アドレス **zerohojo@city.nara.lg.jp** に送信してください。

※添付資料のファイルサイズは15MB以内として下さい。ファイルサイズが15MBを超える場合は、分割送信も可能としますが、送信件名を揃えた上で、末尾に「その1」、「その2」と入力してください。

イ 提出期限

令和5年12月8日（金）午後3時（必着） ※予算額に達した時点で受付を終了します

なお、先着順位の判定は、電子メールの場合は送信日時、郵送の場合は消印の日付の午後0時を、それぞれ提出日、提出時刻とみなして判断します。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

問い合わせ・書類提出先

奈良市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進係

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-5642

FAX：0742-36-5466

連絡用E-mail：kankyoseisaku@city.nara.lg.jp

申請専用E-mail：zerohojo@city.nara.lg.jp